

早期発見に役立つ 12のサイン

高齢者虐待防止の手引



企画・発行 財団法人厚生労働問題研究会

はじめに

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が平成18年4月に施行されましたが、テレビ、新聞などの報道によると、介護に疲れ切った高齢者夫妻の心中や、高齢者を介護する家族などの介護放棄による悲惨な事件が後を絶ちません。人命までには至らなくても暴力による身体的虐待や、言葉による心理的虐待も一向に減ってはいないようです。

高齢者虐待を水際で食い止めるためには、早期発見と養護者（介護者）支援が大切ですが、様々な虐待のケースで、介護を受ける高齢者本人や家族が何らかのサインを発しています。このパンフレットは、民生委員や、介護サービス従事者など地域において高齢者の日常生活を見守り、かかわっている方々を対象にして作りました。取り上げているのは、高齢者虐待の兆候を表すサインのうち、ぜひとも覚えておいていただきたい12のサインです。このほかにも、地域におけるネットワークづくりの勧め、介護をしている家族を支援するためのアドバイスも掲載しています。高齢者虐待の早期発見に役立て、高齢者虐待を未然に防ぐ地域づくりにこの冊子をご活用ください。

目 次



高齢者虐待を未然に防ぐために

4・5



高齢者虐待の兆候を示すサイン一覧

6



早期発見に役立つ12のサイン

7～18



養護者(介護者)を支援する
ためのアドバイス

19・20



高齢者虐待防止法(全文)

21～23



高齢者虐待を未然に防ぐために ——チームによる支援体制づくりの勧め



高齢者虐待は、身近な問題

高齢者虐待は、だれにでも起こり得る身近な問題です。

高齢者がだれかと同居しているか、一人暮らしであるかにかかわらず、虐待や人権侵害にあう可能性があります。そういうた虐待を未然に防止していくために、何をすればよいのかをともに考えていく必要があります。

高齢者虐待は、高齢者だけの問題ではありません。だれもが高齢になるわけですし、高齢期になってはじめて虐待が始まるという問題でもありません。家庭内にあっては、それまでの家族関係、人間関係によって、介護が必要になり、認知症の症状が認められるようになったりすると、人の関係性に変化が起こります。

介護をする家族が、寝たきりの高齢者の体位を変換したり、移動で抱き起こしたりするなど介護技術をよく理解し、さらに認知症の研修などを受けて対応の仕方を理解し、臨機応変に活用できる状況で、体力もあり十分に介護できるのであれば問題はありません。しかし、身内にその必要がでてからでないと介護技術を学ぼうとしませんし、身内に認知症の人がいることで、初めて認知症についての知識や技術を学ぶという人が多いのです。認知症の場合には、家族が振り回されることが多いので、時間がない中で必死に何が起きているのかを理解しようとするのが普通です。また、倒れそうになるまで家族が介護をしなければならないと抱え込んでしまったり、認知症の人が身内にいることを隠して、閉じ込めたりすることが見られます。



未然に防止する視点で 地域づくり、まちづくり

深刻な状況になって初めて介護や認知症について学んだり、理解したりするのではなく、未然に防止するという視点が大切です。関係づくりや見守りを行なっていくことで、介護を一人で抱え込んだり、認知症の家族を閉じ込めたりしなくてもよいような地域や街づくりを進めていくことも必要です。

高齢者が安心して地域で住み続けることができるよう、様々な工夫や配慮は、だれもが高齢になっても住み慣れた地域に暮らし続けるための知恵にもなるわけですから、ともに考えていかなければなりません。

そのために、今、私たちに何ができるのかを常に考えながら、地域で暮らす高齢者にかかわっていくことが大切です。それは、もし自分たちが同じ立場になったときに、果たして何を望み、どのようにしてほしいと考えるだろうか、ということを想像する力です。一人一人がどのように感じ、考えながら暮らしているのかを知って、理解することは、本当はこの想像力にかかっているのかもしれません。そのような意識を持ってかかわっていくと、見えなかった高齢者と家族の関係が見えてきたりします。

高齢者虐待は、高齢者にとって、生きていくことの難しさ、不健康、充実感の少ない生活などとして現れます。その兆候をできるだけ早くキャッチすることで、虐待を未然に防止し、その人らしく人生を生きていくことができるよう、支援していくことが大切です。

まだまだできことがあります。

地域で暮らす一人一人が、お互いの暮らしを思いやり、暮らしにくさ、不健康を感じることがあれば、どのようにすればその暮らしにくさ、不健康さを克服することができるのかを、ともに考えることから始まります。常に、そのような立場で、ともに考える姿勢が高齢者を孤立させることなく、また虐待になりそうな家族を支援していく上では大変心強い味方になると思われます。その暮らしにくさや不健康さのサインをつかむことが、早期発見では大変重要です。

地域のネットワークで 高齢者を包括的に支援

近年、コミュニティの崩壊などから、従来の近所付き合いが薄れていき、近隣の方でさえ高齢者が虐待されている状況を察知していても、どこへも連絡しない、相談しない、報告しない、というような事態に陥りがちです。テレビで高齢者虐待のニュースが報道される際にも、近隣の方が顔を隠して「物を投げる音がしていた」とか、「大声で怒鳴っていた」、「泣き叫ぶ声がした」などと答えている場面がよく映ります。なぜ、もっと早く相談したり、通報したりしなかったのでしょうか。近隣の方の一言によって、高齢者虐待の早期発見、早期対応につながるような、地域のネットワーク（地域包括支援ネットワーク）づくりが大切です。

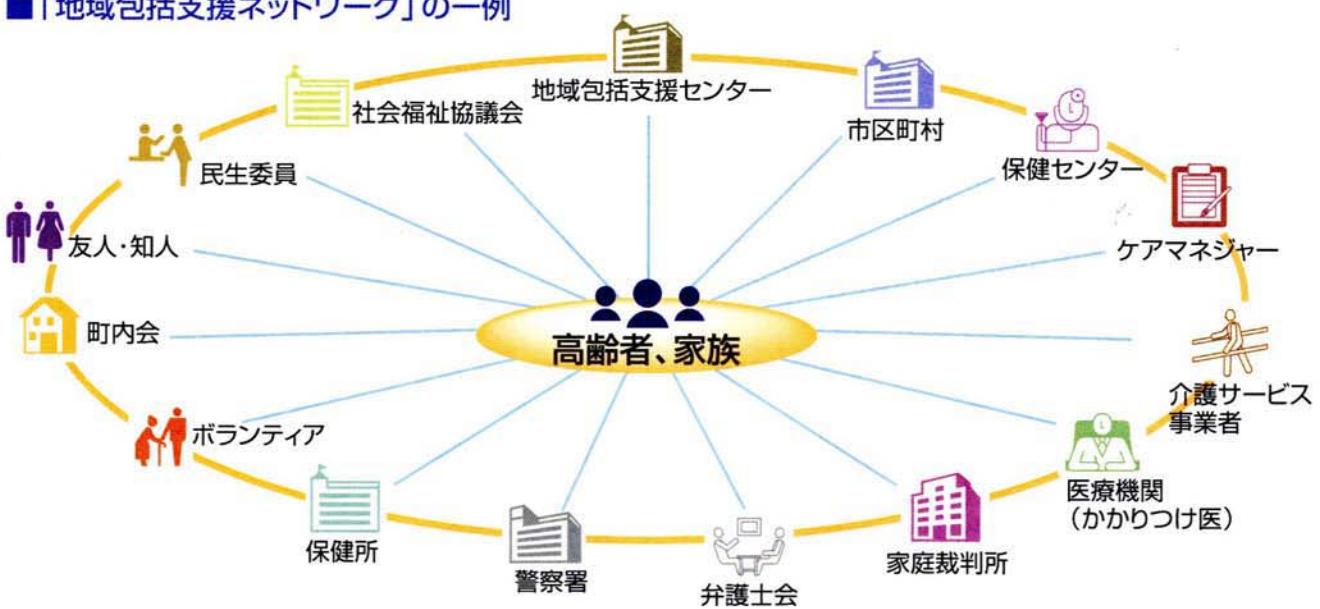
もし、虐待を受けていると思われる高齢者を発見しても、一人の力でかかわることは大変な困難を伴います。

「一人で抱え込まない」というのは介護にかかるサービス事業者など関係者のルールです。これは、高齢者虐待の疑いを察知した周囲の人たちにも共通の課題といえます。周囲の人たちが早期にチームを組んで、複数の人のチームワークで問題を解決していく姿勢が大切です。

かかわる際、虐待をしていると思われても、それを前面に出すことは、マイナスになってもプラスには作用しません。特に、高齢者、家族の双方ともに虐待の自覚がない場合が半数以上といわれていますから、状況を複数の人で把握し、事実関係を見極めることが大切です。そのうえで、その状況にふさわしい支援のあり方を検討します。介護サービスを使ったほうがよいのか、現状のまでの見守り、観察、記録程度でいいのか、あるいはすでに悲惨な状況になりつつあり、一時的にでも分離したほうがいいのか、はっきり分離、保護したほうがよいのかなどを判断します。こうした判断も、必ずチームで話し合って、かかわり方を決めていきます。

かかわりのキーパーソンとなる人は、地域住民や知り合い、行政の担当者などで、虐待をしている疑いのある家族などとコンタクトの取れる人が適任です。そのキーパーソンを通して、介護サービスや支援に関する情報を伝え、家庭の中の状況を把握してもらいます。このような地道な活動が求められています。見守りをすることは監視をすることではありませんので、支援をするチームの関係者が、高齢者や家族との間で、支え合う関係を築くことが必要です。

■「地域包括支援ネットワーク」の一例





高齢者虐待の兆候を示すサイン一覧

高齢者虐待は、深刻な状態に至るまで何らかのサインを周囲に発しています。また、高齢者虐待は、単一の行為によって起こるのではなく、複数の行為が積み重なることもあります。しかし、注意しておきたいのは、サインはあくまでも虐待の疑い、可能性を示すもので、サインに気付いただけでは、必ずしも虐待が行われているとは断定できません。なお、以下のサインの分類は、便宜上のもので、一部は重複しています。特に重要な12のサインについては、次のページから詳しく紹介します。

■身体的虐待	
<input type="checkbox"/> 体に不自然な傷やアザがある	<input type="checkbox"/> 自傷行為、体の揺すり、指しゃぶり、かみつきなどがみられる
<input type="checkbox"/> 傷やアザに対する説明のつじつまが合わない	<input type="checkbox"/> 過度の恐怖心、脅えを示す
<input type="checkbox"/> 回復状態が様々な段階の傷、アザがある	<input type="checkbox"/> 恐怖、苦痛、不満などを、いかにもオーバーに表現する
<input type="checkbox"/> 頭、顔、頭皮などに傷がある	<input type="checkbox"/> 睡眠障害(不眠、過眠、悪夢)などがある
<input type="checkbox"/> 臀部や手のひら、背中などにやけどの跡がある	<input type="checkbox"/> 食欲不振、過食、拒食などがみられる
<input type="checkbox"/> わずかなことにおびえやすい(情緒不安定)	<input type="checkbox"/> 不自然な体重の増減がある
<input type="checkbox"/> 「家にいたくない」、「けられる」などの訴えがある	■性的虐待
<input type="checkbox"/> 家族が側にいる時と、いない時では、態度や表情がはっきり違う	<input type="checkbox"/> 肛門や生殖器に異常(出血、傷、痛み、痒みなど)がある
<input type="checkbox"/> 何かを聞かれて、答えるたびごとに、家族の顔色をうかがう	<input type="checkbox"/> 肛門や生殖器についての話題や援助を避けたがる
<input type="checkbox"/> 家族が福祉、保健、介護関係の担当者に接触することをためらう	<input type="checkbox"/> 座位や歩行が不自然であったり、困難なときがある
<input type="checkbox"/> 脱水状態にある	<input type="checkbox"/> 理由を明確にしないで、入浴やトイレなどの介助を突然拒否する
<input type="checkbox"/> 体に縛られた跡や拘束された証拠がある	■経済的虐待
■世話の放棄・放任	<input type="checkbox"/> 「年金を取り上げられた」と訴える
<input type="checkbox"/> 部屋、住居が極めて非衛生的、異臭を放っている	<input type="checkbox"/> 「預金通帳がない」、「お金を盗られた」などと言う
<input type="checkbox"/> 部屋の中に衣類やおむつなどが散乱している	<input type="checkbox"/> 介護サービスの利用料や生活費の支払いなどに滞りがある
<input type="checkbox"/> 髪、ひげ、爪が伸び放題で汚れている	<input type="checkbox"/> 必要と思われる受診や介護サービスが、家族の理由で受けられない
<input type="checkbox"/> 下着や衣服がぬれたり、汚れたりしたままとなっている	<input type="checkbox"/> 衣食住にお金がかけられていない
<input type="checkbox"/> 身体にかなりの異臭がする	<input type="checkbox"/> 身に覚えのない借金の取立人が訪れる
<input type="checkbox"/> かなりの程度の潰瘍や、じょくそうができる	<input type="checkbox"/> 本人が急に現金を持たなくなる
<input type="checkbox"/> 家族から世話や介護に拒否的な発言がある	<input type="checkbox"/> 高価な所有物が知らない間になくなっている
<input type="checkbox"/> デイサービスなど利用後に「帰りたくない」などの言葉がきかれる	■養護者(介護者)からのサイン
<input type="checkbox"/> 外での食事のときに一気に食べたり、飲んだりする	<input type="checkbox"/> 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
<input type="checkbox"/> 食事を作ろうとしても、冷蔵庫に材料が用意されていない	<input type="checkbox"/> 高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
<input type="checkbox"/> 介護者が介護している様子が乱暴だと感じる (冷淡、無関心を含む)	<input type="checkbox"/> 家族が福祉、保健、介護関係の担当者と接触することをためらう
<input type="checkbox"/> 家族が他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法にこだわる	<input type="checkbox"/> 高齢者に対して、冷淡な態度や無関心さが見られる
<input type="checkbox"/> 家族が福祉、保健、介護関係の担当者と接触することをためらう	<input type="checkbox"/> 高齢者への質問に家族がすべて答えてしまう
<input type="checkbox"/> 健康に関心がなく、病状が明らかでも受診させない	<input type="checkbox"/> 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばする
<input type="checkbox"/> 必要な薬を飲んでいない、介助していない	<input type="checkbox"/> 家族が高齢者に面会させない
<input type="checkbox"/> 電気、ガス、水道が止められたり、家賃を滞納している	<input type="checkbox"/> 訪ねても高齢者が家にいない
<input type="checkbox"/> かぎのかかった部屋に入れられている	■地域からのサイン
■心理的虐待	<input type="checkbox"/> 家の中から、家族の怒鳴り声や、高齢者の悲鳴が聞こえる
<input type="checkbox"/> 強い無力感、抑うつや、あきらめ、投げやりな態度がみられる	<input type="checkbox"/> 家の中から、物を投げる音や、物が壊れる音がする
<input type="checkbox"/> 意気消沈して、よく泣いたり、涙ぐんだりする	<input type="checkbox"/> 天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる
<input type="checkbox"/> 落ち着きがなく、動き回ったり、異常によくおしゃべりする	<input type="checkbox"/> 昼間でも、雨戸が閉まったままになっている
	<input type="checkbox"/> 家族と同居する高齢者が、コンビニやスーパーで、一人分のお弁当を頻繁に買う
	<input type="checkbox"/> 配食サービスなどで届けられた食事がとられていない
	<input type="checkbox"/> 道路にじっと座り込んでいたり、徘徊している

早期発見に役立つ12のサイン

サイン

身体に不自然な傷やアザがあり、説明もしどろもどろ

(身体的虐待)



定義

高齢者の腕や手、背中や顔などに、転んだり、ぶつけたりしたとも思えるアザや、すり傷のような真新しいアザに気が付くことがあります。高齢者自身にアザや傷について質問してみると、説明がしどろもどろで、アザの理由や部位、時間的な経過のつじつまがあわない場合もあります。このような場合には身体的虐待の可能性があるといえます。



通常の生活を送っている限りは、複数のアザが離れた部位にはできにくいものです。ア

ザの色は一般的に、紫→褐色→緑→黄色と、それぞれ4、5日くらいずつで変化していくので、アザの部位と色に着目することで、身体的虐待の有無を判断する際に、一つの目安になります。例えば、同じ部位に、色の異なる複数のアザがあったら、何度も同じ箇所に打撲を受けた可能性があります。

アザや傷のできた理由を、高齢者本人や介護者に質問してみると、話しぶりが不自然なことがあります。多くのケースでは、高齢者自身が、家族など介護者をかばって事実を話しません。しかし、脅されているために事実を話せないでいることも考えられます。高齢者の身体に外傷が生じ、また生じるおそれのある暴行を加えることは身体的虐待に当たり、市区町村（地域包括支援センター）に通報することが法律で義務付けられています。

アザや傷以外にも、骨折、内出血、やけどなど、治療が必要で、生命にかかわるような外傷がある場合には、すぐに救急車を呼ぶなどの対応が必要です。

また、身体的虐待については、最寄りの警察署でも相談に乗ってくれます。

サイン
2

脱水症を甘く見ることは禁物 十分な水分補給が必要

(身体的虐待、世話の放棄・放任)

定義

家族が意図的に、高齢者の水分補給を制限している場合があります。人間の身体組織では、60%程度が水分と言われていますが、高齢者は加齢によって体の機能が低下し、脱水症になりやすい傾向があります。

高齢者の皮膚やくちびる、舌が乾燥していると感じたり、皮膚の弾力性が低下しているように見えたりした場合には、脱水症を起こしていることが予測されます。



解説

脱水症は、夏場によくかかる病気と思われがちですが、一年を通じて起こります。一般に、成人が1日に必要とする水分摂取量は、約2.5リットルとされています。これには三度の食事から吸収する水分も含まれていますので、食事以外に、水やお茶、コーヒーなどの飲料水として、1~1.5リットル程度（カップ約5~6杯分）の水分補給が欠かせません。

尿失禁を気にして高齢者自身が水分の摂取を控えることもあります、高齢者を介護する家族が、水分の摂取をあえて制限することは、身体的虐待や世話の放棄・放任に当たります。水分の補給が十分でないと、高齢者はたちどころに脱水症になります。

脱水症の初期の場合には、便秘や体重減少、極度のやせが目立ったりすることがありますが、重症化すると食事が摂れなくなり、症状がさらに悪化すると、ほんやりとして反応が鈍くなるせん妄や意識障害、幻覚が起きることもあります。人命にかかることもあります。脱水症を甘く見ることは禁物です。毎日の水分摂取量や尿の色や量などを客観的に確認したり、意識して声をかけて水分摂取を促したりすることが大切です。

家族に何回か注意をしても改善がみられない場合には、虐待の疑いとして最寄りの市区町村に通報することも必要です。